

村長就任挨拶

「美しく 活力ある 原村を！」

原村長 五味武雄



皆さんこんにちは。

さて、先の村長選挙におきまして、村民の皆さまから力強いご支援をいただき、8月8日に第48代原村長に就任いたしました。改めて今、その職責の重さに身の引締まる思いであります。皆さまのご期待に応えるべく、誠心誠意職務に取り組んでまいりたい所存です。

今後の村政運営に当たり、選挙公約として掲げました重点項目につきまして、述べさせて頂きます。

最初に、村づくりの目指すものは、『すべての村民が、この村に生まれてよかった、住んでよかったと思える村に』です。具体的には、次の5項目の施策に取り組みます。

1 子育て支援

■ 子育て支援センターの整備

原村の子ども・子育て支援の拠点として、既存の施設等の有効活用を図りながら、子育ての悩みを相談できる場や親子で一緒に遊べる場の整備。そして、

小中学生の放課後の居場所づくり等を行います。

■ 家庭教育相談体制の充実
専門の相談員を配置し、よりきめ細やかな教育相談に対応していきます。

■ 奨学金制度の拡充

奨学金の支給方法を、従前の貸与型から平成29年度より給付型に変更しております。今後、給付枠を高校生などから大学生等にも拡げる予定です。

2 福祉・医療施策

■ 老人医療費特別給付金の支給条件の見直し

原村の財政状況や村民アンケートの結果を尊重し、制度を維持するために給付条件の見直しを行います。見直しの条例改正案を9月定例議会に上程する予定です。

■ 「健康はらむら21」の推進

地域で支え合い、健やかに生

きるために「タグ・フィットネス(活動量計)」による、健康づくりプログラムを推進します。また、健康長寿を目指した活動として、生活習慣病対策(糖尿病予防プログラム)への取り組みを進めます。

■ 福祉施設の整備

さらなる高齢化社会に向けて、認知症対応型グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設整備を、事業主体を支援して進めます。

3 美しい村づくり

■ 景観計画の策定

美しい景観・環境及び文化などの地域資源を守り、育むことを目的として、景観計画を策定します。また、景観行政団体に移行し、地域の特色に応じたきめ細やかな施策を行います。

■ 新たな友好姉妹都市への取り組み

交流人口の拡大を目指し、新たな「友好姉妹都市協定の締結」に取り組みます。

4 産業振興による村づくり

■ 商工業振興の推進

村内企業への制度資金を活用した経営支援を行います。また、事業継承への援助を商工会などとタイアップ(協力・連携)して進めます。

■ 若手起業家の育成を、「起業チャレンジ補助金制度」により強気に押し進めます。

■ 農業振興の推進

原村特産野菜・花卉などの安定生産を関係機関と協調して推進します。また、農業後継者・新規就農者の育成に取り組むとともに、小規模基盤整備事業の調査研究を行います。

■ ワイン特区への取り組み

■ 新たな交通ネットワークの検討
現在の公共交通網であります「原村循環線(セロリン号)」などを補完する目的で、ライドシェア(自動車の相乗り)の導入を研究・検討します。村民生活に直接関係する道路改良を県とタイアップして進めます。具体的には、県道196号線(神ノ原青柳停車場線)の払沢区三山さま前に歩道を設置。県道197号線(JR坂室

5 持続可能な村づくり

■ 観光振興の推進
観光関連組織の一元化を目指し、民間組織との連携を強化します。併せて、広域観光連携をさらに強化します。

■ 弓振川上流域が、平成28年に土砂災害警戒区域に指定されました。降雨による土石流災害防止に砂防堰堤の設置を図ります。

■ 「SDGs」への推進に向けた取り組み

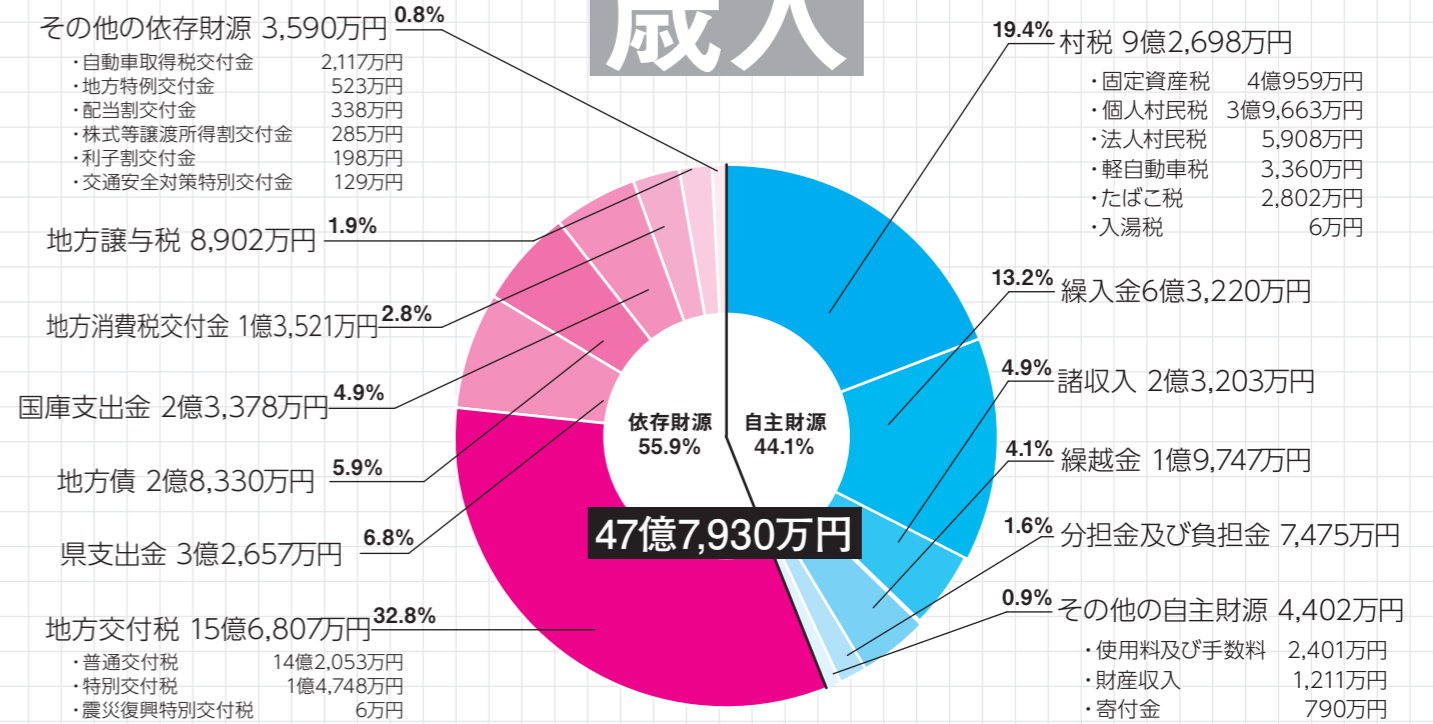
SDGsは、2015年に国連において、「国際社会が2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための重要な指針」として17の持続可能な開発目標を採択しています。そして今、地方創生に向けた自治体SDGsの推進が唱えられています。原村においても、持続可能な政策目標の設定を研究していきます。

※紙面の都合上、掲載が10月号になってしまったことをご詫言申し上げます。

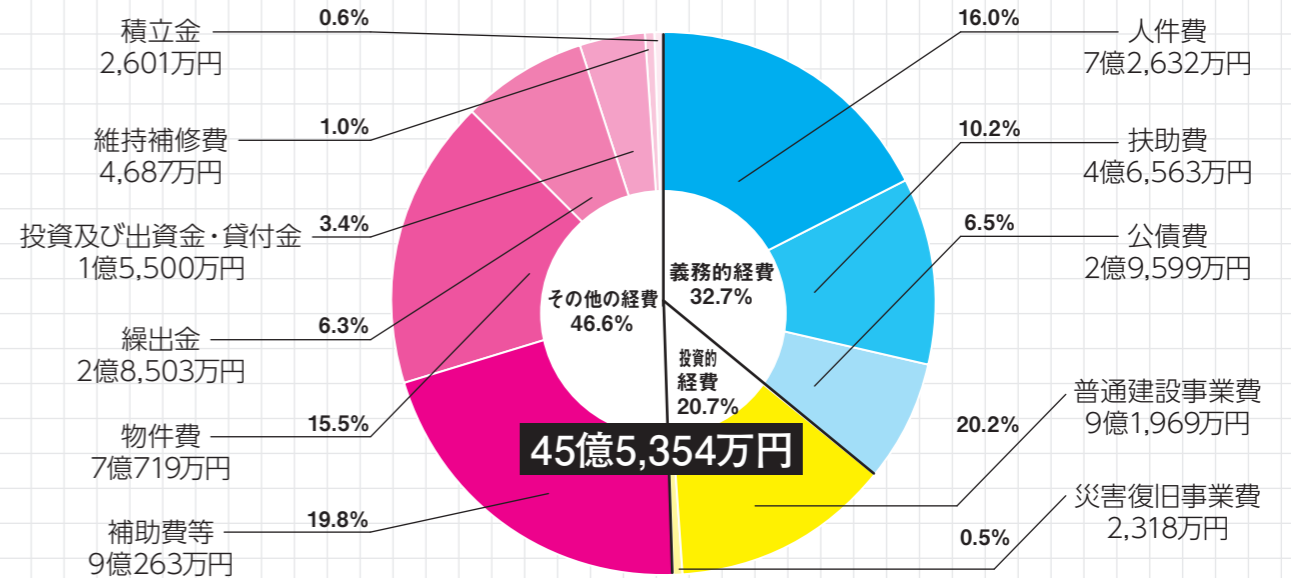
原村の家計簿

～平成30年度 決算報告～

歳入



歳出



一般会計の決算

歳入は、昨年に比べて5億3,817万円12.7%増加しました。
 増加の主な要因は、県支出金・繰入金・地方債の増加で、具体的には、テナサイシストセンターウ対策に係る県補助金の増、財政調整基金、減債基金及び保健休養地管理事業基金繰入れの増、縦の木荘改修工事及び地域福祉センター外部改修工事等に伴う地方債の増にあります。
 歳出は、昨年に比べて5億599万円12.5%増加しました。
 増加の主な要因は、テナサイシストセンターウ対策9,373万円、縦の木荘改修工事4億7,984万円及び地域福祉センター外部改修工事7,512万円の増にあります。

歳入歳出の差引残額は2億2,576万円、繰越明許により翌年度に繰り越すべき財源は1,289万円で、実質収支額は2億1,287万円の黒字、単年度収支額については1,929万円の黒字となりました。

また、財政調整基金への積立て・取崩しを加減した、実質単年度収支額は1億2,836万円の赤字となりました。

8千万円増
 地方交付税 2,715万円増
 普通交付税 2,557万円増
 特別交付税 164万円増
 国庫支出金 3,174万円減
 臨時福祉給付金(経済対策分) 1,983万円減、地方創生拠点整備交付金 1,549万円減
 県支出金 8,372万円増
 テナサイシストセンターウ防除協力交付金 9,373万円増
 地方債 5,180万円増
 福祉センター改修事業 6,480万円増、縦の木荘改修事業 4,800万円増
 地方消費税交付金 559万円増
 自主財源総額は2億7,455万円増、昨年に比べて4億3,088万円増加、歳入総額に占める割合は44.1%で、昨年と比べて3.9ポイント増加しました。科目別にみた構成比では、村税が最も多く19.4%、続いて繰

歳入の主な内訳

●村税 170万円増
 村民税 830万円増、固定資産税 706万円減、軽自動車税 73万円増、たばこ税 37万円増
 ●繰越金 8,449万円減
 ●繰入金 4億8,212万円増
 財政調整基金 1億円増、減債基金 1億9千万円増、保健休養地管理事業基金 1億

入金、繰越金、諸収入の順となっています。
 一方、依存財源総額は26億7,185万円増、歳入総額に占める割合は55.9%で、昨年と比べて3.9ポイント減少しました。科目別にみた構成比では、地方交付税が最も多く32.8%、続いて県支出金、地方債、国庫支出金の順となっています。

なお、社会保障財源化分として交付された地方消費税交付金 6,217万円は、社会保障施策に要する経費の内、人件費及び事務費を除いた経費に係る一般財源分に充てました。
 また、入湯税(地方税) 6万円については、観光振興に要する経費の内、一般財源 2,106万円に充てました。

歳出の主な内訳

●人件費 1,402万円増
 ●扶助費 2,038万円増
 子ども医療費給付事業 889万円増、障害者福祉対策事業 699万円増、児童発達支援事業 364万円増
 ●普通建設事業 3億9,124万円増
 地域福祉センター改修事業 7,662万円増、縦の木荘改修事業 4億7,984万円増
 ●補助費等 6,060万円増
 テナサイシストセンターウ対策事業 9,373万円増、台風被害対策事業 1,018万円増
 ●維持補修費 1,918万円増
 道路補修工事 1,660万円増、除雪融雪事業 274万円増
 ●繰出金 1,216万円減
 有線放送事業特別会計繰入金 771万円減

●積立金 2,601万円減
 ●物件費 7億719万円増
 ●普通建設事業費 9億1,969万円増
 ●補助費等 9億263万円増
 ●繰出金 2億8,503万円増
 ●積立金 2,601万円減

用語解説

【自主財源と依存財源】

自主財源は、村が自主的に得ることができる財源で、村税や分担金・負担金のほか繰入金、繰越金などがあります。これに対し、国・県支出金や地方譲与税、地方交付税など国や県の決定及び法律等に基づき収入する財源を依存財源といいます。

【グラフ用語】

歳入

- 村税…村民税、固定資産税など村に納める税金
- 諸収入…村の預金の利子や貸付金の元利収入など
- 繰越金…前年度から今年度に持ち越されたお金
- 分担金・負担金…特定の利益を受ける人から入るお金
- 地方交付税…行政サービスの一定水準の確保のため、所得税などの国税の一部が国より交付されるお金
- 国庫支出金…村の特定の仕事に対して国から交付されるお金
- 県支出金…村の特定の仕事に対して県から交付されるお金
- 地方債…村が外部から調達した資金(いわゆる村の借金)
- 地方譲与税…自動車重量税など本来地方税に属される税金を国が徴収し、村に譲与されたお金

歳出

- 人件費…職員・議員等に対し勤務の対価、報酬として支払われる経費
- 扶助費…児童福祉法等に基づき被扶助者に対し支給する経費
- 公債費…村が借りているお金を返済するための経費
- 普通建設事業費…道路、橋梁、学校、庁舎の建設事業に要する投資的経費
- 補助費等…各種団体や個人に支払われる補助金、負担金などの経費
- 物件費…消費的性質の経費
- 繰出金…一般会計と特別会計間において支出される経費
- 積立金…財源に余裕がある場合において特定の支出目的のため積み立てる経費

特別会計の決算

国民健康保険事業 勘定特別会計

平成30年度から県が保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなりました。

歳入は前年度に比べ2億6,975万円20.8%の減少、歳出は2億6,669万円22.3%減少しています。税率は前年度と同率です。収支差引額は9,532万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は694万円の赤字となりました。

特定健診の受診率が約42.7%（平成30年度末）にとどまっているため、特定健診未受診者への勧奨はがきを送付し早期予防、早期発見、早期治療を促しました。

国保保健事業として、平成30年度には松本大学と健康づくりの協定を締結し、講師の派遣によるタブフィットネスを通じて事業を行った他、生活習慣病予防対策としての健康スタイルアップ教室や栄養教室、春に体操教室、秋にはウォーキング大会、診療所による健康相談、糖尿病重症化予防教室を実施し、健康な毎日過ごせるよう各種事業を展開してきました。

今後も国保制度の趣旨普及を図るとともに保健予防活動の推進や保険料収率の向上に努めてまいります。

国民健康保険直営診療 施設勘定特別会計

歳入は前年度に比べ1991万円1.3%の減少、歳出は389万円4.9%増加しました。収支差引額は5,776万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は580万円の赤字となりました。

農業者労働災害共済 事業特別会計

歳入は前年度に比べ29万円12.3%の増加、歳出は1万円2.8%増加しています。収支差引額は231万円となり、繰越金を差し引いた単年度収支は28万円の赤字でした。

農労災は、加入者の方が農業中に受けた農機具、農薬などによる負傷、疾病、障害、死亡などの人身事故について、その災害の程度に応じ共済見舞金を支給する制度です。

平成30年度は、死亡事故は発生しなかったものの、農業中の事故等2件発生しました。

今後も村広報や有線放送などの赤字でした。

後期高齢者医療 特別会計

「後期高齢者医療制度」は長野県後期高齢者医療広域連合と村が協力して運営することになっており、村は各種申請や届出の受付、保険証の引渡しなどの「窓口業務」のほか、特別会計を設け保険料の徴収を行っています。

平成30年度の保険料徴収率は100%、医療給付費は前年度比0.1%減の8億9,625万円でした。被保険者数は1,292人で1人当たりの医療費は75万円となり、県内77市町村中低い方から18番目でした。

ごでの呼びかけにより、事故防止に努めます。

企業会計の決算

水道事業会計

収益的収支については、営業収益が1億3,771万円で、うち給水収益が1億2,674万円です。営業費用は1億4,585万円となり、営業損失が814万円でした。営業外収支を含めた経常利益は2,379万円となります。

資本的収支については、資本的収入が下水道事業からの長期貸付償還金2,400万円です。資本的支出は起債償還金に752万円、建設改良

下水道事業会計

収益的収支については、営業収益が1億1,459万円で、一般会計から2億2,100万円を繰り入れています。営業費用は1億7,311万円となり、営業外収支を含めた経常利益は1億6,915万円となります。

資本的収支については、資本的収入が企業債の借入れ及び受益者負担金の収入で587万円です。資本的支出は、起債償還金に1億4,880万円、水道事業への長期借入償還金に2,400万円、建設改良費として流域下水道建設負担金に315万円、マンホールポンプ更新等に811万円を支出しており、消費税を除いた資本的支出の合計は1億8,322万円となります。

平成30年度末の下水道普及率82.2%となっています。

企業会計の決算状況

会計名	歳入額	歳出額	差引額	一般会計からの繰出金・負担金等	
水道事業会計	収益的収支	1億8,194万円	1億5,126万円	3,068万円	146万円
	資本的収支	2,400万円	7,869万円	-5,469万円	0
下水道事業会計	収益的収支	3億7,573万円	2億349万円	1億7,224万円	2億2,100万円
	資本的収支	587万円	1億8,405万円	-1億7,818万円	0
計	5億8,754万円	6億1,749万円	-2,995万円	2億2,246万円	

基金の状況

計32億4,861万円

一般会計 (22億3,258万円)

財政調整基金	7億5,185万円
減債基金	3億3,554万円
農業振興基金	2億6,366万円
庁舎建設基金	2億2,897万円
地域福祉基金	2億円
社会福祉基金	1億849万円
義務教育施設整備基金	8,431万円
一般会計その他	2億5,976万円

特別会計 (3億2,140万円)

農業者労働災害基金	1,639万円
国保直営診療施設基金	1億9,494万円
国民健康保険基金	1億1,007万円

企業会計 (6億9,463万円)

水道事業基金	5億7,163万円
下水道基金	1億2,300万円

村債の状況

計25億3,266万円

一般会計 (18億9,791万円)

一般会計	18億9,791万円
------	------------

企業会計 (6億3,475万円)

水道事業	3,606万円
下水道事業	5億9,869万円

特別会計の決算状況

会計名	歳入額	歳出額	差引額	一般会計からの繰出額・負担額等
国民健康保険事業勘定特別会計	10億2,697万円	9億3,165万円	9,532万円	8,227万円
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計	1億4,178万円	8億402万円	5,776万円	0
農業者労働災害共済事業特別会計	268万円	38万円	230万円	0
後期高齢者医療特別会計	9,684万円	9,635万円	49万円	2,306万円
計	12億6,827万円	11億1,240万円	1億5,587万円	1億553万円

秋の火災予防運動

ひとつずつ いいね!で確認 火の用心

住宅防火

いのちを守る 7つのポイント

対策1
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

対策2
寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

対策3
火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。

習慣1
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

習慣2
寝たばこは、絶対やめる。

習慣3
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

住宅用火災警報器は設置しましたか?

空気の乾燥や季節風により、火災が発生しやすい気候になっています。火気の使用、取扱いには十分注意してください。また、たき火を行うときは気象状況を考慮するとともにその場を離れず、終わった後は完全に消火してください。

火災が発生しやすい状況です

村内では6件の火災が発生し、その内訳は「その他火災」5件、「車両火災」1件で、火災による死傷者はいませんでした。一昨年には「その他火災」4件、「林野火災」1件で、火災による死者はなく負傷者1名が発生しています。

昨年、平成30年の全国の火災件数は37,900件で、前年より1,473件減少しています。その出火原因として「たばこ」が最多で、続いて「たき火」「こんろ」「放火」の順でした。

昨年の火災発生状況から

火災による死者の5割以上は逃げ遅れです。その逃げ遅れを防ぐ切り札は、住宅用火災警報器です。寝室、また上階に寝室があるときは階段室に設置が必要です。ただし、火災はどこで起きるか分かりません。リビング等各部屋に設置しておく安心です。※設置されている家庭は確認を!!

住宅用火災警報器は、古くなると本体の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなることがあり、とても危険です。記載されている「製造年」を確認して10年を目安に交換して下さい。また作動確認をした際、正常なメッセージが鳴らない場合は電池切れの可能性がります。併せてご確認ください。



問 原消防署 ☎ 79,2442

財政指標の状況

財政の健全化を示す各指標は基準値に達しておらず、村の財政は適正に運営されていません。

住民一人当たりで換算すると?
一人当たりの
村税負担額は **11万6,689円**
積立金は **40万8,939円**
借入金は **31万8,814円**
使われたお金は **57万3,205円**

用語解説

- 実質赤字比率…一般会計、有線放送事業特別会計及び農業労働災害共済事業特別会計の実質赤字の比率で、数値が高いほど赤字が多い
- 連結実質赤字比率…全ての会計の実質赤字の比率
- 実質公債費比率…公債費及び公債費に準じた経費の財政規模に占める割合で、起債の借入の制限にも利用される
- 将来負担率…地方債残高の他、一般会計等が将来負担することが見込まれる負債等の比率で、職員の退職手当支給予定額、公社や設立法人に対する損失補償債務なども算定に入る
- 経常収支比率…人件費や物件費、公債費などで毎年支払う経費「経常的経費」に使用の自由なお金がどのくらい充てられているかを示す比率
- 財政力指数…地方公共団体の財政力を示す数値で、1に近いほど財政に余裕がある
- 資金不足比率…公営企業の資金不足の比率

健全化判断比率(項目)	H30年度	H29年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	—	20.0%
実質公債費比率	5.7%	5.1%	25.0%
将来負担比率	—	—	350%

※実質収支が黒字等のため—(ハイフン)表示

区分	H30年度	H29年度		県内平均
	原村	原村	類似団体平均	
経常収支比率	84.3%	83.8%	86.3%	86.5%
財政力指数	0.39	0.38	0.27	0.40

資金不足比率(項目)	H30年度	H29年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	20.0%

※資金不足が生じていないため—(ハイフン)表示

村職員人事異動

10月1日付で行われた村職員人事異動の内容をお知らせします。()は前職。

課長級	係長級	係
総務課長 伊藤 弘文 (議会事務局長)	議会事務局長 伊藤 宏文 (農林課 農政係長)	
	農林課 農政係長 平出 甲貴 (農業委員会 事務局次長)	
	農業委員会 事務局次長 伊藤 淳一 (農林課 農政係 兼 農業委員会事務局)	
		農林課 農政係 兼 農業委員会事務局 伊藤 来夢 (建設水道課 上下水道係)
		生涯学習課 生涯学習係 甲斐 美玲 (住民財務課 税務係)
		生涯学習課 文化財係 松森 多恵 (生涯学習課 生涯学習係)

原村プレミアム付商品券 販売中

問
 村民税非課税世帯の方 保健福祉課 福祉係（原村地域福祉センター内） ☎79-7092
 3歳未満児子育て世帯主の方 子ども課 子育て支援係（原村中央公民館内） ☎78-4430
 プレミアム付商品券の購入・使用方法 原村商工会 ☎79-4738

対象者

① 村民税非課税の方
 購入引換券を取得するためには、購入引換券交付申請をしていただく必要があります。村から送付された申請書に必要事項を記入して、保健福祉課福祉係までご提出ください。交付決定後、購入引換券を送付いたします。

② 3歳未満児子育て世帯主
 ※購入引換券交付申請期限は、令和元年12月27日（金）までです。
 すでに、対象者宛に購入引換券は送付済みです。

ご利用方法

1セット5千円（5百円×10枚）の商品券を、4千円で購入することが出来ます。最大で、5セット（2万5千円）まで購入することが出来ます。

商品券は、登録店で現金と同じようにご利用いただけます。ただし、おつりはできませんのでご注意ください。
 詳しくは、広報はら8月号14ページをご覧ください。

取扱店舗 一覧表

1. 飲食店			
Annabelle（アナベル）	おまかせランチ・パスタ・ケーキ	55-3124	第2ペンション
居酒屋すずめ	居酒屋	79-5913	やつがね
インター白山	信州そば、ラーメン・丼類・定食各種	79-5205	中新田
（有）カナディアンファーム	レストラン・お土産（スモークサーモン・パン等）	74-2741	農場
CAFE 魔法屋 Jin	ガレット・ケーキ・コーヒー・紅茶	74-2333	原山
香草庵	そば	70-2287	農場
ココットビレッジ	ランチ（パスタ、和食）、小物雑貨（自然木工作、ハーブ）	75-3709	中新田
手打ちそば ゆう和	手打ちそば	78-7969	第2ペンション
手打ちそば 一八	そば	79-6163	南原
デリ&カフェ K	丼物・パスタ・カレー・ドリンク各種・アルコール	74-2684	八ヶ岳自然文化園内
808Kitchen & Table	レストラン・パン	70-2055	上里
はなもも Caffè Dogrun	ランチ・ロースイーツ	080-4361-7286	判ノ木
原村カフェ（DogDeliFactory八ヶ岳店）	朝食・昼食・喫茶	55-5444	第2ペンション入口
原村の清水さんち	ランチ・喫茶・ジャム類販売	090-8082-1221	弘沢
パンさんのお茶	小麦まんじゅう・喫茶	70-2330	上里
MIC HOUSE	飲食・宿泊・クラフトショップ	090-2414-8672	第2ペンション
もぐらカフェ	飲食・喫茶・お菓子・パン	78-8876	中新田
矢島ペンション	ランチ・ケータリング・宿泊	74-2650	第1ペンション
山乃幸	和食・そば	79-6211	中新田
山の恵	そば	55-4092	中新田
遊膳長田	和食（鮮魚・うなぎ・やきとり他）	70-0808	室内
レストラン オルゴール	定食・パスタ・オムライス・パフェ	79-6321	弘沢
レストラン ベチカ	各種洋食・ドリンク・デザート	79-5032	中新田

2. 小売店（食品）			
A・コープ原村店	食料品・日用品	79-4995	弘沢
（株）きよみず農園	ミニトマト・トマトジュース	79-7728	柏木
胡桃庵	スモーク製品・豚まん	79-7155	南原
信州諏訪農業協同組合 中新田店	生鮮食料品・ガソリン	79-2727	中新田
セブンイレブン信州原村店	コンビニ（食料品・日用雑貨・雑誌 他）	79-4387	室内
たてしな自由農園 原村店	青果物	74-1740	上里
BARN	パン・焼き菓子	75-3808	第2ペンション
原村いっちゃん農園	フルーツほおずき青果、ほおずきアイス ドライほおずき（要事前連絡）	55-3710	弘沢
パン工房 パバゲーノ	パン	79-6631	弘沢
日達乳販	牛乳・乳製品	79-5604	弘沢
八ヶ岳食工房（同）	生ハム他食肉加工品	55-6186	第2ペンション
八ヶ岳中央農業実践大学校 直売所	野菜・鉢花・乳製品	74-2111	農場
山本屋商店	酒・食料品	79-3434	柏木

3. 小売店（生活関連）

アルル	生花・雑貨	79-7587	室内
アンティーク・メロディー	欧州アンティーク雑貨	74-2248	第2ペンション
岩波衣料店	衣料品	79-3618	弘沢
JA信州諏訪 原村給油所	ガソリン・軽油・灯油 他	79-6063	弘沢
食品サンプル工房「shi-no」	食品サンプルキーホルダーなど雑貨	090-2498-7261	中新田
信毎ふれあいネット原村営業所	信濃毎日新聞	70-1175	弘沢
フジモリ薬局 はら店	処方箋調剤・医薬品販売	79-5751	弘沢
（同）hocco	楽器製造・販売	75-3533	原山

4. 美容・理容

美容室アトリエ・キクチ	パーマ・カラー・カット	79-4973	ハッ手
美容室ノンノン	パーマ・カラー・カット	79-5287	弘沢
Hair's ユウ	カット・パーマ・毛染め・シェービング	79-2300	弘沢
Ricca	カット・パーマ・カラー	75-5655	弘沢

5. 自動車関連

牛山自動車商会	自動車修理・販売	79-2124	中新田
カーショップ U	自動車販売・修理・保険	70-1555	弘沢
（有）菊池自動車	車検・修理・車両販売	79-2539	中新田
タナカ自動車	車検・修理・新車、中古車販売	79-2616	弘沢

6. 農業関連

JA 信州諏訪 原村営農センター	肥料・農薬等農業資材	79-2524	弘沢
（有）新光商会	農業用機械販売・修理 （トラクター・刈払機・チェーンソー・発電機等）	79-2681	弘沢
（株）マルモ機械 原支店	農業用機械販売・修理 （耕運機・チェーンソー・除雪機等）	79-2919	中新田

7. 建設・土木

（有）秋山建設	土木・舗装・コンクリート工事一式	79-4630	南原
アトリエ プフィエ	建築・土木工事	55-6582	柏木
小池畳店	畳製造・販売（畳、ゴザ）	79-2313	柳沢
（有）篠原鉄工建設	給排水・給湯設備工事・鉄骨建築工事	79-2421	柏木
光住設	給湯器・トイレ取替え・設備工事全般	79-7905	中新田
（株）宮坂建設	水道修理・キッチン、バス、トイレリフォーム・断熱サッシ・屋根外装塗装・エクステリア・ガーデニング・駐車場の塗装工事・改築工事 他	79-2536	中新田

8. 製造業

（株）イツミ	家庭用卓上アイロンプレス機	79-2331	室内
--------	---------------	---------	----

9. 宿泊

グリーンプラザホテル	宿泊・宴会・弁当	74-2041	中央高原
広谷ペンション	宿泊	74-2628	第2ペンション
ペンション ゲストハウス	宿泊	74-2612	第2ペンション
ペンション フェローズ	宿泊	74-2433	第2ペンション
ペンション ベーバミントハウス	宿泊・食事（グルテンフリー 要予約）	74-2022	第1ペンション
ペンション ラディッシュガーデン	宿泊・飲食	74-2232	第1ペンション

10. サービス・娯楽

フォトスタジオ Carino	フォトスタジオ撮影・デジタルカメラ・写真関連用品	73-5202	原山
（有）諏訪南観光	レンタカー（コースター・ハイエース）	79-7556	弘沢
（有）原村社会福祉協議会	デイサービス・ホームヘルパー等利用料	79-7228	弘沢
ふれあいセンター もみの湯	日帰り入浴券・回数券	74-2911	原山
ほぐし処 たんぼぼ	整体	79-4619	大久保
（株）南原環境舎	可燃物・不燃物・資源物・粗大物の収集	79-2822	南原
八ヶ岳自然文化園	プラネタリウム・パターゴルフ・ドッグラン・ストライダー・科学館売店	74-2681	原山
ハッ手接骨院	医療類似行為	79-4480	ハッ手

※取扱いできる品目の詳細については、各登録店にお問い合わせください。

償却資産（固定資産税）の申告 を忘れていませんか？

問 住民財務課 税務係 ☎79-7923 (直通)

償却資産とは

会社、工場、農業、商店、アパート貸し付けなど事業を行っている方が、その事業のために用いる機械、器具、備品等の事業用資産を償却資産と言います。土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。法人税、所得税の申告において、減価償却額または減価償却費が損金や経費として計上している方は固定資産税の課税対象となります。



業種別の主な償却資産

業種	課税対象となる償却資産の例
喫茶店・飲食店	接客用家具、厨房設備（キッチン・流し台等）、テレビ、エアコン、冷蔵庫、看板等
農業	ビニールハウス、精米機、脱穀機、コンベアー、耕運機、乾燥機、糞摺り機、田植え機、トラクター等（ただし軽自動車税の課税対象は除く）、農機具、農業用設備、冷蔵倉庫、保冷库等
不動産	駐車場、自転車置場、フェンス等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、ドライヤー、パーマ器、サインボール、タオル蒸器等
自動車整備業	旋盤、プレス、溶接機、充電器、測定・検査工具等
建設業	大型特殊自動車、ポンプ、ブルドーザー、パワーショベル、各種工具等
金属加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、コンプレッサー、研磨機、溶接機、クレーン等

〈太陽光発電設備を設置された方へ〉

家屋の屋根や土地等に設置されている場合、償却資産（固定資産税）の申告が必要です。

設置者	申告が必要な場合
法人・個人（事業用）	・発電量が10kw以上の場合
個人（住宅用）	・10kw以上発電する太陽光発電設備で余剰売電・全量売電の場合 ・10kw未満の発電量で全量売電の場合

〔課税対象にならない償却資産〕

- ・耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の減価償却資産で、規定により一時的に損金算入されるもの
- ・取得価格が20万円未満で、規定により一括して損金に算入する方法の対象とされるもの
- ・自動車税や軽自動車税が課税されているもの

償却資産の申告

償却資産は土地・家屋のように登記簿に相当するものがなく、所有者の確認が困難です。そのため、毎年1月1日現在における村内の償却資産の所有状況について1月31日までに申告をする必要があります。

正当な理由がなく申告がない場合や偽りの申告をした場合は、法律により罰則が適用されることがありますので、期限内に正しい償却資産の申告をお願いします。



税額の算定方法

① 申告書の内容（取得年月日、取得価格、耐用年数等）から課税標準額、決定価格を算出します。手順は次の通りです。

① 個々の資産の評価額を計算

- ・前年中に取得したもの
取得価格×(1-減価率÷2)
 - ・前年以前に取得したもの
前年度の評価額×(1-減価率)
- ※評価額が取得価格の5%よりも小さくなった時は、取得価格の5%を評価額とします。

※減価率：耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて、1年間に資産の価値が減少する割合

② 課税標準額を算出

①で出した評価額の合計について、1,000円未満は端数処理をして切り捨てた上で課税標準額とします。

※地方税法の規定により、非課税となる資産や課税標準の特例が適用される資産があります。

③ 税額を算出

課税標準額×税率（1.4%）
※税額が100円未満の場合、端数処理をして切捨てます。なお、全ての資産の課税標準額を合計して150万円未満の場合には課税されません。



申告方法

所定の様式を使用し、申告書と種類別明細書を作成・押印の上、原村役場住民財務課 税務係窓口へ提出してください。

税務係からお願い

税務係では村内を巡回し、償却資産の課税漏れがないか、償却資産の申告内容に誤りがないか現地調査を行っています。係員が調査にお伺いした際にはご協力をお願いします。

▼前年度、申告されていて償却資産課税台帳に登録されている方
12月上旬頃申告書をお送りします。同封された申告の手引き「固定資産税（償却資産）の申告について」を参考に、前年度中に取得した資産及び減少した資産について申告をお願いします。
※資産の増減がなかった場合でも、申告をしてください。

▼今年度初めて申告される方
住民財務課 税務係へご連絡いただければ、様式を送付いたします。また、原村ホームページからもダウンロードすることが出来ます。

▼前年度、申告されていて償却資産課税台帳に登録されていない方
12月上旬頃申告書をお送りします。